



04吉総第616号
令和5年3月31日

吉野川市監査委員 川真田 大 作 様
吉野川市監査委員 塩 田 智 子 様

吉野川市長 原 井 敬



令和4年度財政的援助団体等監査の結果に係る
指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和5年3月24日付け吉監査第142号で提出のありました件について、地方自治
法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

令和4年度財政的援助団体等監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署等名	指摘事項	措置の内容
社会福祉課	吉野川市補助金交付規則では「補助事業が完了したときは収支決算書を提出させる」旨を定めているが、収入決算額が不正確な収支決算書を提出させていた。	補助事業者等から実績報告の際に提出される収支決算書について、十分な審査を行うこととし、適正な内容の書類を提出するよう求めるものとします。
子育て支援課	ア 児童館管理業務の適正な実施を確保するためには、管理経費の収支状況を正確に検査する必要があるが、小口現金出納帳の民生委員視察研修費収入の内容や充当先を把握していなかった。また、預金通帳の払戻し金額合計と損益計算書の営業費用合計が一致しないことや損益計算書の営業外費用が0円となっていることの適正性を審査していなかった。	今後においては、管理経費の収支状況やその内容について把握するよう努めます。また、預金通帳その他の出納簿と損益計算書との整合性やこれらの内容の適正性について精査することとします。
	イ 児童館利用者負担の公平性を確保するためには、実施する行事の材料費収支の考え方を統一する必要があるが、一部の月において生け花教室の材料費収支決算が赤字となっていることに対して是正指示を行っていなかった。	子どもへ文化を伝達し、及び普及することは児童館に求められる役割の1つであることから、当該行事の実施における赤字部分を指定管理料として支出しているところですが、利用者負担の公平性の確保の観点から、できる限り赤字が生じることがないように指導を行いました。
	ウ 指定管理者の資産等の状況やその経緯を正確に把握するためには、指定期間である平成26年度からの3年度間と平成29年度からの5年度間を区分して貸借対照表を作成させる必要があるが、指定管理者が元入金や前期繰越剰余金の計上に当たって平成26年度からの8年度間を累計していることに対して是正指示を行っていなかった。	元入金や前期繰越剰余金の計上に当たっては、指定期間を超えて累計することがないように指導を行いました。

学校法人鴨島学園 (子育て支援課)	吉野川市児童館管理業務の仕様書では「預かり金管理規程を整備する」旨を定めているが、当該規程を整備せず、預かり金出納簿における会計処理と小口現金出納帳における会計処理を混同していた。	直ちに預かり金管理規程を整備し、預かり金出納簿と小口現金出納帳の適正な会計処理を行うよう指導を行いました。
----------------------	--	---